

**青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部
を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部
を改正する条例**

(青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項および第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

(青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成 5 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

(青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 19 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第45号））

改正後	現行	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母および父または母の配偶者（前項第3号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法第6条の4 _____ に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4 _____ に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母および父または母の配偶者（前項第3号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p>	

○第2条による改正（青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第29号））

改正後	現行	備考

<p>(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1)および(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1)および(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p>	
---	--	--

○第3条による改正(青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第15号))

改正後	現行	備考
<p>(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1)および(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1)および(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>		